

令和 8 年度 4 月定例委員会

○ 日時：令和 8 年 4 月 2 4 日(金) 9：00～（議事）

○ 場所：梶原町役場 2 階 議場（大会議室 1）

出席：農業委員 中平紀善・上田和弘・谷川恵美・中岡勝寿・押川収一
推進委員 久岡健市・岡林勝・中平勝也・高橋亀一郎・川上厚志
事務局 大川事務局長・那須係長・森山恵・中平知砂
来 賓 高橋基文

事務局 みなさんおはようございます。
定刻より少し早いですが、高橋亀一郎推進員が少し遅れるとご連絡頂いております。
他のみなさまはお揃いですので、只今から 4 月の定例会を始めさせていただきます。
それでは中平会長、ご挨拶をお願いいたします。

中平会長 皆さんおはようございます。
委員の皆様には於かれましてはご多用の所、早朝よりご出席頂きまして、また梶原町長に於かれましては公務ご多用の所、ご出席頂きまして令和 8 年度初めての定例会が開催されます事を厚くお礼申し上げます。
季節の移り変わりは早いもので花の季節から新緑の季節へ移り替わろうとしています。
その様な状況の中、テレビ等で報道されていますが岩手県におきましては大規模な山林火災が発生し、15 年前に発生した津波による被害に遭われた方々は高台に移転され、その新築の家に火の手が迫っていると言った状況になっていて一刻も早い鎮火が望まれている所です。
さて、新年度に入りましたが今年も委員の皆様におかれましては宜しくお願ひしたいと思いますが、今回の任期も 7 月までとなっており残りの期間もあと僅かとなっていますが、問題の解決に向けしっかり取り組んで行きたいと思ひますのでどうか宜しくお願ひ申し上げます。
本日は 2 件の案件を提出させて頂いておりますので慎重審議頂く事を願ひまして開会の挨拶とさせて頂きます。
本日はよろしくお願ひいたします。

事務局 それでは梶原町長、一言挨拶を頂きたいと思ひます。

梶原町長 本日は令和 8 年度の初めての農業員会の会議と言う事でおめでとうございます。

	今年の冬は雨が少なく渇水が続きましたが、ここに来て恵みの雨が降り田んぼの季節も始まりました。 皆様に於かれましてはご多用の中、ご参集頂き案件につきまして議論いただきます事を厚くお礼申し上げます。 現在、梶原町は大変厳しい状況になっており、農地の荒廃はもとより基幹品目に対してもしっかりとした取り組みを図る必要が有ります。 そうした中で農業委員会の皆様に於かれましては、直に声を受け止める所でもあり、梶原町も皆さんの声を受け止めながら邁進をしていきたいと考えます。 令和8年度が災害もなく豊作で一年間過ごせますよう、変わらぬご尽力を賜りたいと思い、これからも梶原町農業委員会のますますのご発展をお祈り申し上げます。 本年度も宜しくお願い申し上げます。
事務局	ありがとうございました。 町長に於かれましては公務多忙の為、退室とさせていただきます。
中平会長	それでは本日の議事録署名員につきましては、上田委員と谷川委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。 それでは、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請書について、事務局より説明を求めます。
事務局	第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請書について 貸賃人：梶原町 貸借人：梶原町 対象地：梶原町 梶原町 貸借期間： それでは、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてでございます。 資料は3ページをお開きください。 場所の確認ですが、17ページに公図を添付しております。 19ページの航空写真をご覧ください。 赤色枠線で囲った箇所が対象地になります。 隣接する●●と●●について、すでに●●が●●として耕作を行っている箇所になりまして、本申請地につきましても●●の栽培を行い、栽培面積の拡大及び作業効率の向上を図るということで伺っております。 現地確認写真を20ページから添付しております。

	20 ページが●●番になりまして、中央付近にある電柱は KDDI の電柱になりまして、移設をしていただくよう進めているところです。 21 ページが●●番になります。 プレハブについては取壊して圃場整備するとのことでございます。 申請書に戻りまして、5 ページをご覧ください。 ●●として現在 2,568 m²の畑を借入しており、今回の申請面積と併せますと 3,579 m²で●●を行っていくこととなります。 ページめくっていただきまして、農作業従事者としましては、●●の職員が日常的な管理等を行いながら年間 250 日は農作業に従事し、収穫作業等を梶原高校の学生やボランティアに手伝ってもらう予定とのことです。 12 ページから●●さんと●●との賃貸借契約書の写しを添付しております。 来月 1 日から令和 18 年度末までの契約となっており、通知がない限り自動での契約更新となる契約となっております。 契約書の第 4 条にありますように、賃料は年額、税込みで●●円ということになっております。 ページ飛びまして、22 ページの調査書をご覧ください。 総評としまして、農地法第 3 条第 2 項おける不許可要件にはいずれも該当せず、許可基準を満たしていると判断いたします。 現地確認は高橋推進委員に同行いただきました。 何かご意見はございますか。
高橋委員	特に有りません。
中平会長	ただいま、事務局より説明が終わりました。 現地確認に同行して頂いた委員さんからも特に意見は無いとの事ですが皆さんの方で何かございませんか。 これは 10 年間の賃貸という事ですか。
事務局	お互い異論がなければ引き続き 10 年間の契約の更新となります。
中平会長	他に何かございませんか。 ないようですので第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書についてご承認頂ける方の挙手をお願いします。全員挙手です。 続きまして第 2 号議案 非農地証明願いについて事務局より説明を求めます。
事務局	それでは、第 2 号議案、非農地証明願の 1 件目についてご説明いたします。 願 人： 対象地：梶原町 当該地が非農地となった時期及び事由ですが、40 年ほど前までは、畑に車を止

	める形だったようですが、35 年ほど前に車庫を建て現在に至るようです。 場所の確認です。 27 ページに公図、28 ページに住宅地図と航空写真を添付しております。 国道 440 号から脇に入った町営住宅の向かい側になります。 30 ページに現地確認の写真を添付しております。 当該地の一角に車庫が建っており、コンクリートが打たれている部分もあります。 このことから、32 ページの調査書の 4、高知県農地法関係事務処理要領第 12 の 2（1）における証明の対象の確認としまして、転用して 20 年以上が経過しており、今後、農地に戻すことは困難と思われることから、「エ」に該当すると判断いたします。 現地確認には、押川委員と高橋推進委員に同行いただきました。 何かご意見はございますか。
押川委員	特に有りません。
中平会長	他に何かございませんか。 ないようですので第 2 号議案 非農地証明願いについての 1 件目についてご承認頂ける方の挙手をお願いします。全員挙手です。 続きまして第 2 号議案 非農地証明願いについての 2 件目について事務局より説明を求めます。
事務局	それでは、非農地証明願いの 2 件目についてご説明いたします。 願 人：梶原町 対象地：梶原町 梶原町 梶原町 梶原町 梶原町 当該地が非農地となった時期及び事由ですが、●●番につきましては、30 年ほど前に耕作放棄しており、20 年ほど前には盛土をして現在に至るとのことです。 ●●の 4 筆については、40 年ほど前に耕作放棄して今に至るとのことでございます。 場所の確認をさせていただきます。 39 ページと 40 ページに公図、41 ページから住宅地図と航空写真を添付しております。

	44 ページに現地確認の写真を添付しております。 道路脇の土地になりまして、盛土された後手つかずの状態で原野化している状況でございます。 次に、●●の4筆になります。 こちらは●●さんの家のすぐ側になります。 ●●番については家の裏、●●番、●●番、●●番の3筆は川を挟んだ対岸となっております。 いずれも山林化している状況でして、●●番他2筆は対岸を渡る木橋があったようですが、40年ほど前に流された後はそのままとなっているようです。 農地へ行く手段がないことから農地として耕作を行うことはできないと判断いたします。 このことから、48 ページの調査書の4、高知県農地法関係事務処理要領第12の2（1）における証明の対象の確認としまして、●●番については、30年ほど前に耕作放棄し、建設残土の盛土がなされており今後も耕作予定がないことから、「エ」に該当すると判断いたします。 また、●●の4筆については、対岸への橋も流されており耕作不便となり40年ほど耕作放棄されていることから「ウ」に該当すると判断いたします。 現地確認には、押川委員と久岡推進委員に同行いただきました。 何かご意見はございますか。
久岡委員	有りません。
中平会長	他に何かございませんか。 ないようですので第2号議案 非農地証明願いについての2件目についてご承認頂ける方の挙手をお願いします。全員挙手です。 続きまして第2号議案 非農地証明願いについての3件目について事務局より説明を求めます。
事務局	非農地証明願いの3件目についてご説明いたします。 願 人： 対象地：梶原町 当該地が非農地となった時期及び事由ですが、50年以上前から建物があり、3年ほど前に解体を行っておりますが、給水メーターが複数残っている状況でございます。 場所の確認です。 53 ページに公図、54 ページから住宅地図と航空写真を添付しております。

	56 ページが現地確認の写真になります。 現在、建物はなくなっており一見すると耕作可能なようにも見えますが、水道メーターが入口付近にあり、敷地にも解体後、砂利を敷いており、簡単に農業が再開できる状態ではないかと思います。 参考に Google マップの写真を添付しております。 2014 年のものになりますが、建物が建っていたことが確認いただけるとと思います。 このことから、58 ページの調査書の 4、高知県農地法関係事務処理要領第 12 の 2 (1) における証明の対象の確認としまして、転用して 20 年以上が経過しており、今後、農地に戻すことは困難と思われることから、「エ」に該当すると判断いたします。 現地確認には、押川委員と川上推進委員に同行いただきました。何かご意見はございますか。
川上委員	有りません。
中平会長	他に何かございませんか。 無いようですので第 2 号議案 非農地証明願いについての 3 件目についてご承認頂ける方の挙手をお願いします。全員挙手です。以上で本日ご提案させていただきました議案については全て終了しました。その他の件で何か御座いませんか。
事務局	それでは 5 月の定例会の開催を決めさせていただきます。 5 月 29 日、金曜日、午前 9 時からお願いします。
中平会長	他にご意見はございませんか。 無いようですので以上を持ちまして本日の定例会を終了します。 それぞれ議案審議に対しましてご協力頂き有難うございました。 いよいよ農繁期を迎え水田作業と忙しい時期になってまいりました。 まだまだ寒暖差が激しい時期となっています。 体調管理に十分気を付けられご活躍頂きますようお願い申し上げまして本日の定例会を終了します。有難うございました。
	議事録署名員 上田 和弘 谷川 恵美